

## 第8回京都環境賞受賞者が決定しました！

おめでとうございます！

DO YOU KYOTO?

環境にいいことしてはすか？

～大賞の京都環境賞は「餃子の王将」オンリー1エコプロジェクトが受賞、特別賞は4団体、奨励賞は2団体が受賞～

京都環境賞は、地球温暖化防止や循環型社会の形成をはじめ、環境保全を目的とした市民や事業者の皆様の自主的な実践活動を更に推進するため、先進的かつ実践的に取り組んでおられる方を表彰するもので、平成17年度から実施しています。今年度は、応募総数51件の中から第8回京都環境賞、特別賞及び奨励賞の受賞者を決定し、平成23年2月1日に京都市役所第1応接室にて表彰式を行いました。

### 受賞者一覧

受賞内容	受賞者名
京都環境賞	株式会社 王将フードサービス
特別賞（市民活動賞）	梅津まちづくり委員会
特別賞（企業活動賞）	有限会社 村田堂
特別賞（環境教育賞）	京都市立呉竹総合支援学校
特別賞（環境レポート賞）	立生株式会社
奨励賞	財団法人 京都市体育協会
奨励賞	出町商店街振興組合



### 1 「京都環境賞」

受賞者：株式会社 王将フードサービス

代表者：代表取締役社長 大東 隆行

所在地：京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1

テーマ：「餃子の王将」オンリー1エコプロジェクト



#### 選定理由

地球温暖化防止対策として、店舗の太陽光発電装置、太陽熱給湯システム、高効率ヒートポンプ給湯システム等を設置し、また、廃棄物削減対策として、独自のリサイクルシステムを構築し、食品残渣の再資源化、使用済み割り箸の燃料化等にも取り組まれました。

また、環境保全活動のみならず、講演会で同社の取組事例発表や地元企業との関係・協力体制の構築を図る等の功績も評価されました。

## 目次

●第8回京都環境賞受賞者が決定しました！	1
●京のいきもの発見の取組を紹介します！	4
●京都市環境保全基準を改正しました。	6
●平成23年4月から業者収集ごみの「処分手数料」を改定します。	8
●トイレの水洗化を考えておられる皆様へ	9
●使用済てんぷら油の回収拠点を市内全学区（220学区）に設置できました！	10

## 2 「特別賞」(市民活動賞)

受賞者：梅津まちづくり委員会

代表者：委員長 中川 義和 所在地：京都市右京区梅津前田町43

テーマ：まちづくりに於ける環境づくり

### 選定理由

有栖川の多自然型川づくりに参画して、親水公園での水質浄化、多様な生物との共生をはかる活動のほか、美化活動や大気観測、野草、野鳥観察会を積極的に行ない、地域への愛着が深まる活動を継続的に取り組まれました。

また、美化活動にとどまらない様々な地域活動が評価されました。



## 3 「特別賞」(企業活動賞)

受賞者：有限会社 村田堂

代表者：取締役 長屋 博久 所在地：京都市中京区高倉通二条上天守町744

テーマ：KES環境マネジメントシステムの導入から始めた小さな会社の『環境経営』～  
京都環境コミュニティ活動 (KESC)



### 選定理由

『京都環境コミュニティ活動 (KESC)』の主メンバーとして活躍し、小学校3校に出前授業の実施、保育園の『おひさま発電』づくりへの出資、環境紙芝居や京都市内での森林保全活動の実施等本業に関わらないボランティアの環境活動、本業では、衣服を通じた環境CSR活動として『服育活動』に積極的に取り組まれたことが評価されました。

## 4 「特別賞」(環境教育賞)

受賞者：京都市立呉竹総合支援学校

代表者：校長 永井 実 所在地：京都市伏見区桃山福島大夫北町52番地

テーマ Yes we do. ～地域と築く“環境”保全の輪～

### 選定理由

使用済みてんぷら油回収時に協力いただいた家庭に学校製作品との交換・購入に使える「エコマネー」の発行、ペットボトルのキャップの回収、「緑のカーテン」作り、美化活動、不要竹の竹炭化、雨水タンクの設置、校庭の芝生化等、幅広い環境保全活動を地域とともに行っていこうとする同校の取組姿勢が高く評価されました。



## 5 「特別賞」(環境レポート賞)

受賞者：立生株式会社

代表者：代表取締役 佐藤 靖之 所在地：京都市中京区壬生高樋町60番地

テーマ：拡げよう社内から地域社会への「エコの輪」2010

### 選定理由

KES環境マネジメントシステムステップ1を取得。編集企画・印刷等の事業活動、製品及びサービスにおいて、ガソリン使用量の削減、環境保全PR活動、同社周辺の清掃等を重点課題として取り組んでおられるとともに、エコに対する考え方や取組を社員の家族や地域の人々にも広めておられます。これらの取組内容について写真を多く取り入れた、わかりやすい環境レポートにまとめられたことが、高く評価されました。



## 6 「奨励賞」

受賞者：財団法人 京都市体育協会

代表者：会長 内田 昌一

所在地：京都市右京区西京極新明町1番地

テーマ：未来の子ども達にすばらしい環境を！

### 選定理由

テニスポールのリユース、堆肥づくり、雨水タンクの利用、太陽光発電の積極的な利用等、「見る」、「する」、「ささえる」を基本に、市民による環境活動の展開の促進に取り組まれ、利用者、地域住民、子供たちへの大きな普及効果が評価されました。



## 7 「奨励賞」

受賞者：出町商店街振興組合

代表者：理事長 出口 要

所在地：京都市上京区出町通柵形西入二神町167

テーマ：出町エコ商店街事業



### 選定理由

レジ袋の辞退等、エコな取組に協力いただいた方にスタンプを押し、10個たまると商店街の20円券として使えるエコスタンプ事業を展開するとともに、商店街の生ごみ堆肥を活用した小学校での環境教育や鴨川のホテル鑑賞会にも取り組まれ、地域住民の「エコ意識」の向上を図り、更なる定着が期待できる活動が評価されました。

<問い合わせ先>京都市環境政策局環境企画部環境管理課

TEL 075-213-0930 FAX 075-213-0922

# 京のいきもの発見の取組を紹介します！



京都市では、市民の皆様に、人と自然、地域と自然のつながりを再認識していただき、本市の豊かな自然を次世代に引き継いでいく行動を起こすきっかけとなる取組として、「京のいきもの発見」を実施しました。

## 1. 「みんなで探そう京都のいきもの」について

**概要** 市内の公園や道路沿いの樹木、里山などでホタルや鳥など身近な生き物を見つけて、本市まで報告をお願いしました。

**募集期間** 平成22年6月1日～11月30日

**対象者** 市内在住者、通勤・通学者

**報告内容** まちなかでみつけた生き物の情報（いつ、どこで、何をみつけたか）

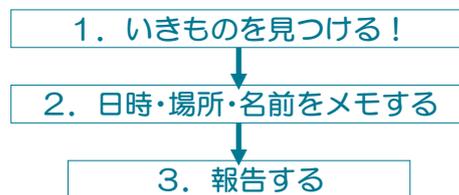
参考：「京のいきもの発見ガイド」（京都市発行）

「いきものみつけ 2010」（環境省発行）等

※いきものを見つけるポイント（特徴や見つけられる場所、時期など）が書かれています。



### (1) 参加の方法



### (2) 報告の方法

- 京のいきもの発見ガイド  
添付のはがきで・・・



→ 投かん



- ・メールで・・・



送信

k-kyosei@city.kyoto.jp 宛

- ・FAXで・・・

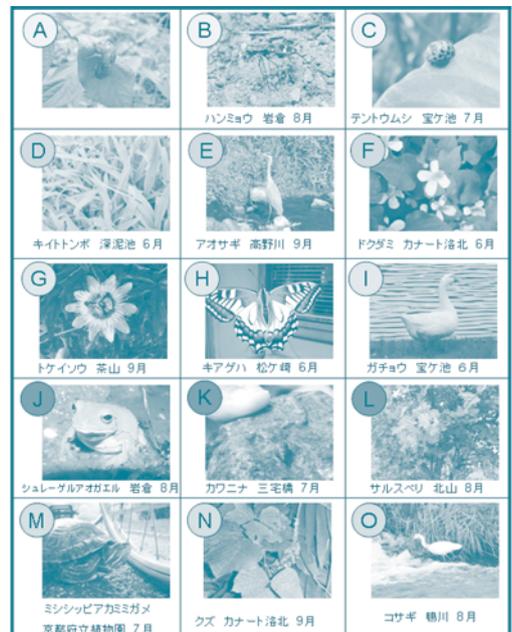


京都市環境政策局環境企画部環境管理課

075-213-0922

期間中いただいた報告は、今後本市ホームページで公開していく予定です。

左京区岩倉周辺で、6月～9月の間に寄せられた報告例



## 2. 「まちかど『いきものマップ』募集！」について

**概要** 家や学校の近く（まちかど）で発見した生き物の情報を地図にし、本市まで応募いただきました。

**募集期間** 平成22年7月1日～11月30日

**対象者** 市内の学校（クラス・クラブ）、NPO等団体または市内在住者、通勤・通学者

お寄せいただいた87点の作品の中から、優秀賞・佳作・特別賞を決定し、応募いただいたすべての作品を、京エコロジーセンターで、展示しました（平成23年2月23日～3月27日）。

たくさんのご応募ありがとうございました。

### (1) 受賞者一覧

#### 【個人の部】（敬称略）

受賞内容	受賞者名（所属校）	学年
優秀賞	おかばやしはな 岡林葉那（宕陰小学校）	小3
佳作	まるたまみく 丸田未来（正親小学校）	小3
佳作	あすま さくら（境谷小学校）	小4
佳作	いとちほる 伊藤千晴（境谷小学校）	小4
佳作	たにか な 谷口佳奈（境谷小学校）	小4
佳作	すえのぶしんたろう 陶延真太郎（小栗栖宮山小学校）	小6
特別賞	おのたかひさ久 小野隆久（西院中学校）	中1

#### 【団体の部】

受賞内容	受賞校
優秀賞	梅小路小学校
佳作	二条城北小学校
佳作	東和小学校
佳作	小栗栖宮山小学校



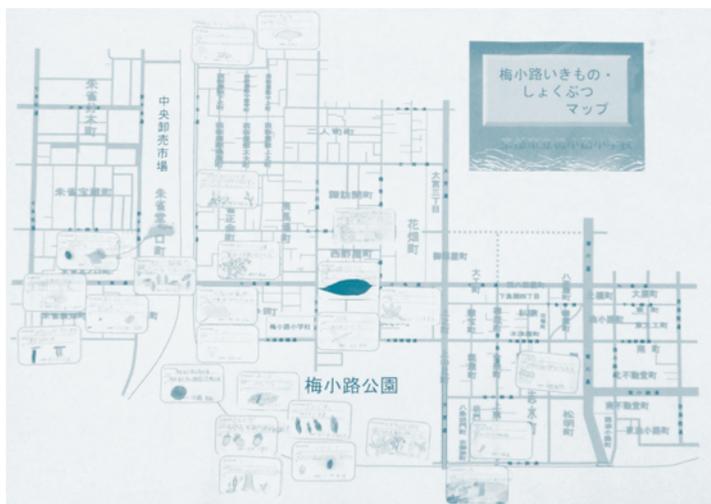
の作品はこちら！

個人の部



岡林葉那（宕陰小）3年

団体の部



梅小路小学校

<問い合わせ先>京都市環境政策局環境企画部環境管理課  
TEL 075-213-0930 FAX 075-213-0922

# 京都市環境保全基準を改正しました。

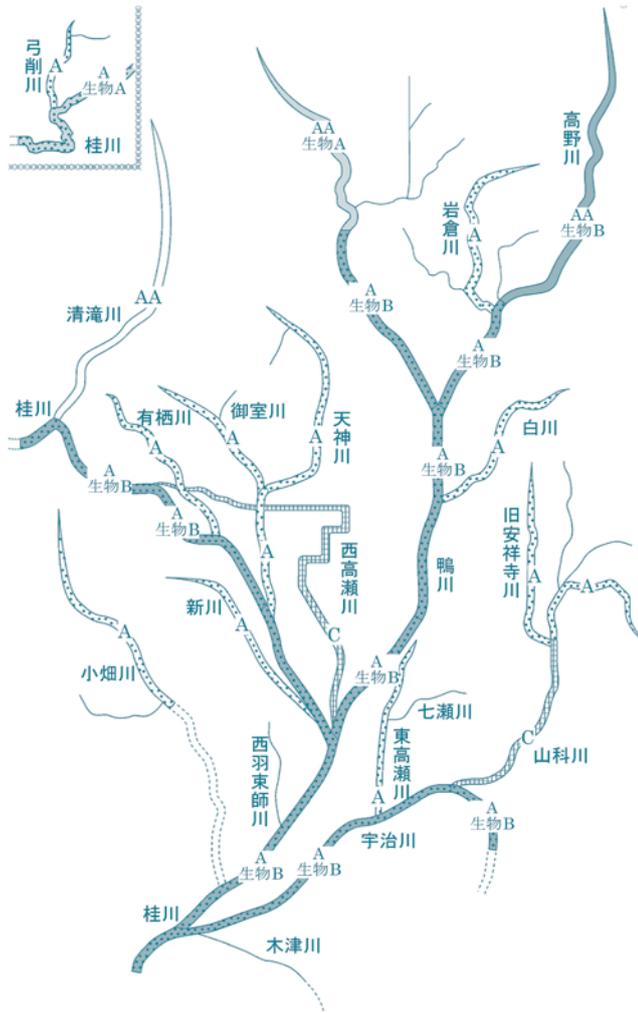


京都市では、京都市環境保全基準（市保全基準）を定めて、市民の健康、快適な生活環境及び良好な自然環境の保護に努めていますが、この度、基準を一部改正しました。（平成23年4月1日から適用します。）

## (1) 河川の水質に係る基準（生活環境に係るもの）について

- ① 市内河川の良好な環境を保全・維持するため、基準をより厳しくします。
- ② 水生生物の保全に係る基準を新たに設けます。

### 改正後の市保全基準の類型指定状況



京都市環境保全基準

水域類型	BOD 基準値
AA	1 mg/L 以下
A	2 mg/L 以下
B	3 mg/L 以下
C	5 mg/L 以下
水域類型	全垂鉛基準値
生物 A	0.03 mg/L 以下
生物 B	0.03 mg/L 以下

BOD（生物化学的酸素要求量）  
有機物等による水質汚濁の指標として用いられ、この値が大きいほど水の汚れが進んでいることを意味します。

表1 改正内容（対象水域及び類型）

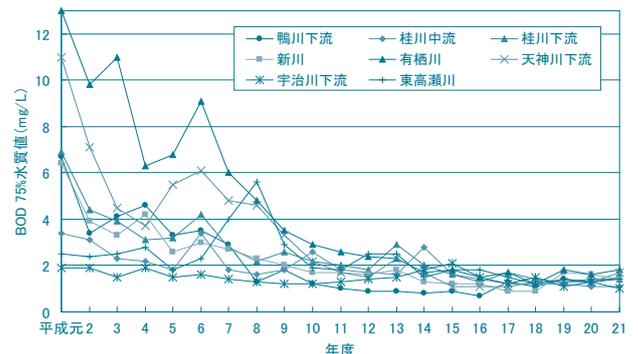
対象水域	類 型	
	改正前	改正後
鴨川下流 桂川中流・下流 有栖川 天神川下流 宇治川下流 東高瀬川	B	A
新川	C	A

河川水質の生活環境に係る基準が前回改正されてから10年以上が経ち、その間、河川の水質は下水道の普及等により改善されています。

そこで、より良好な環境を保全・維持するため、類型※を引き上げて基準をより厳しくします。（改正内容：表1）

※類型…基準は、各河川に「A」、「B」等の「類型」を指定することによって適用されます。

### 河川水質の経年変化（改正した水域を抜粋）



また、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からの水質基準が国の環境基準として新たに追加されました。このため、京都市においても新たな基準を設け（表2-1）、京都市内の代表的な河川である鴨川、高野川、桂川及び宇治川について類型を新たに指定します。（表2-2）

表2-1 新たに設ける基準

項目	類型	生物A, 生物特A 生物B, 生物特B
全亜鉛		0.03 mg/L以下

（備考）

- 生物A 比較的低温域を好む狭温性の水生生物（イワナ、サケマス等）が生息する水域
- 生物特A 生物Aにあてはまる水生生物の産卵場等として特に保全が必要な水域
- 生物B 比較的高温域を好む広温性の水生生物（コイ、フナ等）が生息する水域
- 生物特B 生物Bにあてはまる水生生物の産卵場等として特に保全が必要な水域

表2-2 対象水域及び類型

対象水域	類 型
鴨川上流(1) 桂川上流(1)	生物A
鴨川上流(2)・中流・下流 桂川上流(2)・中流・下流 宇治川上流・下流、高野川上流・下流	生物B

**(2) 緑に係る基準について**

身近な緑を増やすため、市街地に係る基準値（緑被率）を、「緑の基本計画」の改定内容に合わせ変更します。

緑に係る基準として、平成18年に市街化区域についての緑被率の基準値が定められました。その際、基準については、京都市の緑に関する総合計画である「京都市緑の基本計画」と合わせることであります。

このため、平成22年3月に「京都市緑の基本計画」が改定され、指標等に変更が生じたことから、市保全基準を同計画の改定内容に準じて改正します。

(1)	改正前		改正後
対 象	市街化区域に係るもの	➔	市街地に係るもの
基準値	緑被率を33%にすること。		緑被率を37%にすること。
	注 緑被率とは、空から見た、敷地面積に対する緑の割合。		注1 市街地とは、市街化区域と市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部（吉田山緑地、双ヶ岡、仁和寺、洛西中央緑地、桂川緑地、上高野氷室山、宝ヶ池周辺、桃山御陵、西京桂坂、東山）。
			注2 緑被率とは、空から見た、区域にある緑で覆われた土地の割合。

(2)	改正前		改正なし
対 象	(1) 以外の地域に係るもの	➔	改正なし
基 準	豊かな緑を保全すること。		

改正内容の詳細や市保全基準全文をご覧になりたい場合は、京都市のホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/>）へ

京都市 環境指導課

検索



【今回の改正で新しく対象となった地域】  
左図の丸く囲んだ部分を含めた、計10箇所の市街化調整区域

<問い合わせ先>

- 河川の水質に係る基準に関することは  
環境政策局環境企画部環境指導課 TEL 075-213-0928
- 緑に係る基準に関することは  
環境政策局環境企画部環境管理課 TEL 075-213-0930

# 平成23年4月から 業者収集ごみの「処分手数料」を改定します。

～ 適正な料金の負担にご理解願います ～

京都市では、事業ごみを処理するにあたり、負担していただいている処分手数料以上の多額の費用がかかっていることから、平成18年に処分手数料を改定することとしました。しかしながら、排出事業者の皆様の急激な負担増を回避するため、十分な経過期間を置き、下に記載したとおり3回に分けて段階的に引き上げています。

京都市からのお知らせ

## 平成23年4月から 業者収集ごみの 「処分手数料」を 改定します。

多くの排出事業者の皆様は、ごみの収集を一般廃棄物の許可を受けた業者に依頼されておりますが、皆様が許可業者に支払われる料金から、京都市は、処理施設で処分するのに必要な手数料を徴収しております。平成23年4月から右記のとおり、この手数料を引き上げますので、適正な料金の負担にご理解願います。



改定されるのは「処分手数料」です！

皆様にお支払いいただいている「ごみ処理料金」には、収集運搬業者（許可業者）の「収集運搬料金」と京都市の処理施設での「処分手数料」が含まれております。

**排出事業者の支払う料金の推移**

	平成23年4月～	平成26年4月～
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  <p>排出事業者 飲食店</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>許可業者の収集運搬料金</p> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  <p>京都市の手数料</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>収集運搬料金</p> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  <p>京都市の手数料</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>収集運搬料金</p> </div> </div>
<p>現行</p> <p>処分手数料 100kg まで 650円</p>	<p>処分手数料 100kg まで 800円</p>	<p>処分手数料 100kg まで 1,000円</p>

平成18年の条例改正により、平成20年4月から処分手数料を段階的に引き上げております。

**資源ごみ 分けて集めて リサイクル**

京都市環境政策局循環型社会推進部 事業ごみ減量推進課

＜問い合わせ先＞京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課  
〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階  
TEL 075-366-1394 FAX 075-213-0453

# トイレの水洗化を考慮しておられる皆様へ

京都市では、**下水道整備区域外及び農業集落排水事業区域外**での生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や風呂等の生活排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の設置を促進しています。浄化槽によるトイレの水洗化をされる場合、「**浄化槽設置の補助金交付制度**」がありますので、是非、ご利用ください。

## 補助金交付制度の対象となる方

居住を目的とした専用住宅や事務所等を兼ねた併用住宅に浄化槽を設置される個人の方を対象としています。また、一つの浄化槽を2軒以上の住宅(複数戸)が共同利用する場合も補助金交付制度の対象となっています。

ただし、補助金の交付手続前に浄化槽の設置工事を始められた方は、補助金交付制度の対象とはなりませんのでご注意ください。

## 補助金の額

補助金の額は、国が示す標準設置額の**50%**としています。

人 槽 区 分	補 助 金 の 額
5人槽	415,000円
6 ～ 7人槽	518,000円
8 ～ 10人槽	685,000円
11 ～ 20人槽	1,174,000円
21 ～ 30人槽	1,840,000円

※国が示す標準設置額は、年度により改定されることがあります。

※11人槽以上は、複数戸が共同利用する場合にのみ補助金交付制度の対象となります。

※水洗化用便器の取替工事や浄化槽本体部までの配管工事の費用は補助金交付制度の対象外です。

## 申込期間

平成23年4月1日(金)～12月28日(水)

(ただし、予算の範囲内で先着順となります。)

## 浄化槽の維持管理

設置後、浄化槽を良好に稼働させるため、浄化槽法に基づく次の検査や点検等を受ける必要がありますので、専門の業者等へ依頼して下さい。

- ① 法定検査(毎年1回)
- ② 保守点検(毎年3回以上) ※21人槽以上の場合は毎年4回以上
- ③ 清掃(毎年1回以上)

<問い合わせ先>京都市環境政策局環境企画部環境指導課  
TEL 075-213-0928 FAX 075-213-0922

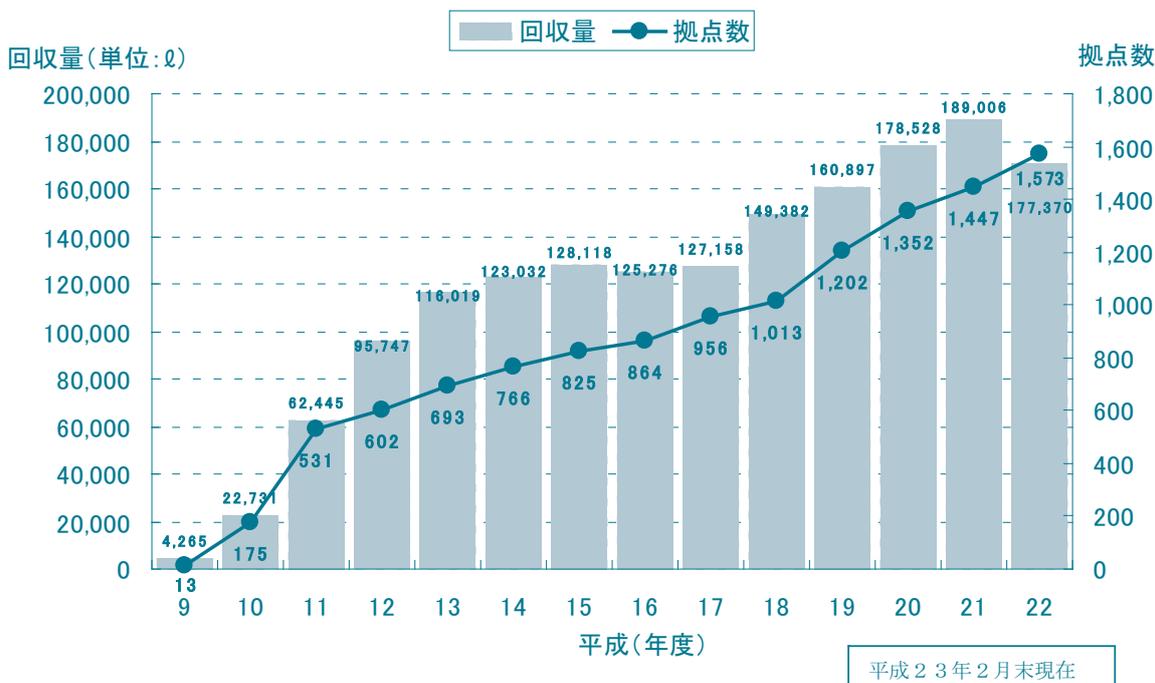
# 使用済てんぷら油の回収拠点を 市内全学区（220学区）に設置できました！

本市では、市民の皆様の手により集められた使用済てんぷら油を自治体最大規模を誇る京都市廃食用燃料化施設で、バイオディーゼル燃料に精製しています。そのバイオディーゼル燃料を軽油の代わりに使用し、市バスやごみ収集車を走らせることで、市全体で年間約4,000 tの二酸化炭素の削減効果を生み出し、地球温暖化防止に貢献しています。

回収拠点と回収量の拡大を目標に平成9年に本事業を開始し、平成22年12月に市内の220学区すべてに回収拠点を設置できました。引き続き市民の皆様と共に利用しやすい回収拠点の設置を進めてまいります。

市民の皆様の手により集められた「使用済てんぷら油」は、年々増加しており、年間約20万ℓとなっています。しかし、京都市廃食用燃料化施設では、年間約150万ℓのバイオディーゼル燃料を精製しているため、まだまだ回収量が不足しています。お近くの回収拠点を確認のうえ、更なる御協力をお願いします。

お近くの回収拠点は   でご確認ください。



<問い合わせ先>京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課  
TEL 075-213-4960 FAX 075-213-4961

発行 **京都市環境政策局環境企画部環境管理課**

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4F  
TEL. 075-213-0930 FAX. 075-213-0922  
URL : <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/>

京都市環境情報のバックナンバーは、以下のアドレスから御覧になれます。  
URL : [http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/jo\\_ho/jo\\_ho.html](http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/jo_ho/jo_ho.html)

京都市印刷番号 第223292号

